

大学祭で「院生ポスターセッション」を開催

大学院生（博士前期課程）が、10月9日（土）・10日（日）に大学祭の一環として『租税判例研究』のポスターセッションを開催し、「節税と租税回避に関する一考察」および「消費税法の問題点 - 租税法律主義の視点から - 」というテーマでそれぞれ発表しました。

「節税と租税回避に関する一考察」では、本格的タックスシェルターの事例と言われる「映画フィルム・リース事件」の判例研究を行い、租税回避行為の否認に対する下級審の判断は分かれ、最高裁では未だ判断がされていないことから節税行為との区分が明確ではないことを指摘し、様々な分野で研究されている節税の手法を取り上げて、その妥当性について論じました。

「消費税法の問題点 - 租税法律主義の視点から - 」では、消費税法の諸制度（仕入税額控除制度、事業者免税点制度）は、事業者が消費者から徴税しながら、その一部を国庫に納入しないことを是認する点で不合理かつ恣意的であるとして争われた裁判の判例研究を行い、仕入税額控除制度が消費税相当額を商品価格に転嫁することを予定するものではないとした判例がある一方で、現行仕入税額控除制度は、課税売上に対し画一的に商品対価に105分の5を乗じた金額を課税標準としており、整合性がないことなどについて論じました。

当日は、オープンキャンパスの参加者（高校生）や一般の方など多数の来場者があり、多くの方と議論ができました。

